

寄 附 行 為

財団法人 熊本県青年会館

財団法人 熊本県青年会館 寄附行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人熊本県青年会館と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を熊本市水前寺3丁目17番15号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、熊本県下における青年団の健全なる発展を期し、青年団体活動の促進をはかり、地域社会の教育、文化の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

- (1) 青年教育に関する講習会、講演会、研究集会の開催
- (2) 青年教育に関する調査、研究、資料の収集、図書 of 刊行
- (3) 青年に関する国際交流・国際協力、海外派遣、外国人研修生受入
- (4) 熊本県青年会館の建設及び管理運営
- (5) 青年に関する施設等の管理運営にかかる収益事業
- (6) その他、前条の目的を達成する為に必要な事業

第 3 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、次の通りとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生じる果実
- (3) 事業にともなう収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他

(資産の種類)

第 6 条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の二種とする。

- 2 基本財産は、設立当初の財産目録のうち、基本財産の部に記載された財産及び将来基本財産に編入される資産で構成する。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
- 4 寄附金品であって、寄附者の指定のあるものは、その指定に従う。

(基本財産の処分の制限)

第 7 条 基本財産は、処分し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ

理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、熊本県教育委員会の承認を受けて、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(収支予算等)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、年度開始前に理事会の議決により定め、熊本県教育委員会に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算等)

第11条 この法人の収支決算は、年度終了後2箇月以内にその年度末の財産目録及び事業報告書並びに財産増減事由書とともに、監事の監査を経て、理事会の承認を受けて、熊本県教員委員会に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、熊本県教育委員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 第7条ただし書及び第8条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、熊本県教育委員会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員及び評議員

(役員の種類)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事21名以上30名以内(うち、理事長1名、副理事長2名又は3名、常務理事1名とする。)
- (2) 監事2名又は3名

(役員を選任)

第16条 この法人の理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。

3 理事及び監事は、これを兼ねることができない。

(役員職務)

第17条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、この法人の日常の業務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を議決し、執行する。

5 監事は、民法第59条に掲げる職務を行う。

(役員任期)

第18条 役員任期は2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、または任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第19条 役員が役員としてふさわしくない行為をしたときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、これを解任することができる。

2 前項の規定により、役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(評議員)

第20条 この法人に評議員30名以上45名以内を置く。

2 評議員は、理事会において、青年団活動に功労のあった有識者、学識経験者及び維持会員並びに熊本県青年団協議会が推薦した者のうちから選出し、理事長がこれを任命する。

3 評議員は役員と兼ねることが出来ない。

4 評議員は、評議員会を構成し、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応ずる。

5 評議員には、第18条及び第19条の規定を準用する。この場合には、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」、「理事会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとする。

第5章 顧問、常任顧問及び参与

(顧問、常任顧問及び参与)

第21条 この法人に顧問、常任顧問及び参与を、それぞれ若干名置くことができる。

2 顧問、常任顧問及び参与は、理事会の議決をもって推薦し、理事長が委嘱する。

3 顧問及び常任顧問は、この法人の主要な事項について、理事長の諮問に応ずるとともに、必要により指導、助言を行う。

4 参与は、この法人の事業の運用について、理事長及び理事の諮問に応ずる。

第 6 章 会 議

(会議の種別)

第 2 2 条 この法人の会議は、理事会及び評議員会とする。

(理事会の構成)

第 2 3 条 この法人の理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第 2 4 条 この法人の理事会は、理事長が必要に応じて招集する。

- 2 監事または理事の 3 分の 1 以上にあたるものから、会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、理事会を招集しなければならない。

(理事会の定足数及び議決)

第 2 5 条 この法人の理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、出席できない理事は、他の理事を代理人とすることができる。この場合本人が理事総数の 3 分の 1 以上出席しなければ会議は成立しない。

- 2 代理人は、委任状を議長に提出しなければ代理人としての議決権を行使することができない。
- 3 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の議決事項)

第 2 6 条 この法人の理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関する事項を議決する。

- 2 理事会において、次の事項について議決する場合には、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 基本財産の処分に関する事
- (2) 事業計画及び事業報告の承認に関する事
- (3) 予算、決算及び財産目録の承認に関する事
- (4) 寄附行為の変更に関する事
- (5) 解散及び残余財産の処分に関する事

(理事会の議長)

第 2 7 条 この法人の理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(評議員会の構成)

第 2 8 条 この法人の評議員会は、評議員をもって構成する。

(評議員会の招集)

第 2 9 条 この法人の評議員会は、理事長が必要に応じて招集する。ただし、評議員の 3 分の 1 以上から請求のあったときは、理事長は、評議員会を招集しなければならない。

(評議員会の定足数等)

第 3 0 条 この法人の評議員会には、第 2 5 条の規定を準用する。この場合には、同条中

「理事」とあるものを「評議員」、「理事会」とあるものを「評議員会」と読み替える。ただし、同条第1項ただし書中「出席できない理事は、他の理事を代理人とすることができる」とあるのを「出席できない評議員は、代理人を出席せしめることができる」と読み替える。

(評議員会)

第31条 この法人の評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるものについて審議する。

(評議員会の議長)

第32条 この法人の評議員会の議長は、出席した評議員のうちから選出する。

(会議の議事録)

第33条 この法人の会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事または評議員の現在数
- (3) 会議に出席した理事または評議員の数
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及び結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事または評議員のうちから、その会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第 7 章 事 務 局

(事務局の設置)

第34条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長1人、その他職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を受けて理事長が任免する。
- 4 職員は、理事長が任免する。

第 8 章 維 持 会 員

(維持会員)

第35条 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するものを維持会員(以下「会員」という。)とする。

(会員の種類)

第36条 会員は、次の3種とする。

- (1) 普通維持会員、毎年会費1口(1口は5,000円とする。以下同じ。)以上を納入するもの
- (2) 特別維持会員、毎年会費4口以上を納入するもの
- (3) 団体維持会員、毎年会費4口以上を納入するもの

(会員の資格)

第37条 会員になろうとするものは、所定の申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 会員には、会員証を発行する。

3 会員は、この法人が発行する出版物の頒布、諸施設等の利用に関して便宜をうけることができる。

(会員の資格の喪失)

第38条 会員は、次の事由によって資格を失う。

(1) 脱退

(2) 後見開始及び保佐開始の審判

(3) 死亡または法人たる会員の解散

(4) 除名

(会員の除名)

第39条 会員が、次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、理事長が、これを除名することができる。

(1) 会費を滞納したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為があったとき

(会費の取り扱い)

第40条 既納の会費は、いかなる理由があっても、これを返還しないものとする。

第 9 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第41条 この法人の寄附行為の変更は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の4分の3以上の同意を経、かつ、熊本県教育委員会の許可を受けなければならない。

(解散及び残余財産の処分)

第42条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか理事会及び評議員会において、理事及び評議員の4分の3以上の同意を経、かつ、熊本県教育委員会の許可を受けなければ解散することができない。

2 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員会において理事及び評議員の4分の3以上の同意を経、かつ、熊本県教育委員会の許可を受け、この法人の目的に類似の公益事業に寄附するものとする。

第 10 章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第43条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

(1) 寄附行為

- (2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 処務日誌
- (8) 官公署往復書類
- (9) その他必要な書類及び帳簿

2 前項の書類及び帳簿は、永久保存としなければならない。ただし、前項第 5 号の帳簿及び書類は 10 年以上、同項第 7 号から第 9 号までの書類及び帳簿は 1 年以上保存しなければならない。

(理事会への委任)

第 4 4 条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。

付 則

1. この法人の設立当初の会計年度は、第 1 3 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 5 6 年 3 月 3 1 日までとする。
2. この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 1 0 条の規定にかかわらず設立者の定めるところによる。
3. この法人設立当初の役員は第 1 5 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿の通りとし、その任期は、第 1 7 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 5 7 年 3 月 3 1 日までとする。

施 行	昭和 5 5 年 8 月 1 3 日	一部改正	平成 6 年 3 月 1 3 日
一部改正	昭和 5 7 年 5 月 7 日	〃	平成 1 0 年 3 月 1 6 日
〃	昭和 5 8 年 7 月 4 日	〃	平成 1 4 年 7 月 1 0 日
〃	平成 2 年 6 月 2 2 日	〃	平成 1 7 年 9 月 2 6 日